

○東松山市指定基準緩和型訪問型サービスの事業の人員等に関する基準
を定める要綱

平成29年2月8日

決裁

改正 平成30年9月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、指定基準緩和型訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧介護予防訪問介護 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。
- (2) 介護予防訪問介護相当サービス 旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- (3) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者 介護予防訪問介護相当サービスを行う者として、法第115条の45の5第1項に規定する指定を受けた者をいう。
- (4) 指定基準緩和型訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち施行規則第140条の63の6第2号の規定に基づき、雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。
- (5) 指定基準緩和型訪問型サービス事業者 指定基準緩和型訪問型サービス

スを行う者として、法第115条の45の5第1項に規定する指定を受けた者をいう。

(6) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(7) 第1号事業費用基準額 施行規則第140条の63の2第1項第1号イの規定により算定された費用の額（当該額が法第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「サービス事業」という。）に要した費用の額を超えるときは、サービス事業に要した費用の額とする。）をいう。

(8) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該事業の事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定基準緩和型訪問型サービスをいう。

(9) 地域包括支援センター等 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を行う地域包括支援センター及び法第115条の22第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

(10) 介護予防サービス計画等 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画（介護予防ケアマネジメントにより居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。）をいう。

（事業の一般原則）

第3条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は法人である者とし、その役員等（役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者又は経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに、暴力団員（東松山市暴力団排

除条例（平成24年東松山市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があってはならない。

（基本方針）

第4条 指定基準緩和型訪問型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買物、調理その他の生活支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）における別紙2の生活援助に示すサービス行為のうち、適切な介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援に基づき必要と認められたものとする。

（訪問支援員等の員数）

第6条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者が指定基準緩和型訪問型サービスの事業を行う事業所（以下「指定基準緩和型訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問支援員（指定基準緩和型訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は**法第8条第2項**に規定する政令で定める者若しくは第27条に定める研修を修了した者をいう。以下同じ。）の員数は、当該指定基準緩和型訪問型サービスの提供を適切に実施するために必要と認められる員数とする。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービス事業所ごとに、訪問支援員のうち、指定基準緩和型訪問型サービスの提供を適切に実施するために必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の訪問事業責任者は、専ら指定基準緩和型訪問型サービスに従事する

者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定基準緩和型訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（東松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年東松山市条例第4号。以下「基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

（管理者）

第7条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定基準緩和型訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定基準緩和型訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備、備品等）

第8条 指定基準緩和型訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定基準緩和型訪問型サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者が指定介護予防訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定基準緩和型訪問型サービスの事業と指定介護予防訪問介護の事業、指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、指定基準緩和型訪問型サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防訪問介護の事業であるときは、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及

び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第7条第1項に規定する設備に関する基準を、指定訪問介護であるときは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第7条第1項に規定する設備に関する基準を、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業であるときは、東松山市指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの人員等に関する基準を定める要綱（平成28年3月1日決裁）第7条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第28条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問支援員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

ア 指定基準緩和型訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定基準緩和型訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定基準緩和型訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定基準緩和型訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。

5 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定基準緩和型訪問型サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。

ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、正当な理由なく指定基準緩和型訪問型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、当該指定基準緩和型訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定基準緩和型訪問型サービスを提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定基準緩和型訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準（次条において「基準」という。）の該当の有無を確かめるものとする。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定基準緩和型訪問型サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第13条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基準の該当の有無の判断を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基準の該当の有無の判断（以下この条において「要支援認定の申請等」という。）が既に行われ

ているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（サービス事業に関する知識を有する職員が介護予防サービス計画等の作成のために介護予防サービス計画等の原案に位置付けたサービス事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第15条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の

第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定基準緩和型訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、訪問支援員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスを提供した際には、当該指定基準緩和型訪問型サービスの提供日及び内容、当該指定基準緩和型訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定基準緩和型訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定基準緩和型訪問型サービスに係る第1号事業

費用基準額から当該指定基準緩和型訪問型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定基準緩和型訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定基準緩和型訪問型サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定基準緩和型訪問型サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第22条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定基準緩和型訪問型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定基準緩和型訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、訪問支援員に、その同居の家族である利用者に対する指定基準緩和型訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第24条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定基準緩和型訪問型サービスの利用に関する指示

に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問支援員は、現に指定基準緩和型訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第26条 指定基準緩和型訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定基準緩和型訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定基準緩和型訪問型サービス事業所の従業者に第4条から第42条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者（第6条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定基準緩和型訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 地域包括支援センター等に対し、指定基準緩和型訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

(5) 訪問支援員（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- (6) 訪問支援員の業務の実施状況を把握すること。
 - (7) 訪問支援員の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (8) 訪問支援員に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (一定の研修)

第27条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、訪問支援員として従事させようとする者であつて、介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定めるものでないものに対し、研修を実施しなければならない。

2 前項の研修は、講義形式の研修及び実習形式の研修とする。

3 前項の講義形式の研修は、次に掲げる内容で実施するものとする。ただし、指定基準緩和型訪問型サービス事業者の判断により、適切な指定基準緩和型訪問型サービスの提供に必要があると認められるときは、内容を追加することができる。

- (1) 介護保険制度及び介護予防・日常生活支援総合事業の理解
- (2) サービス提供の流れ
- (3) 個人情報及びプライバシーの保護
- (4) 事故防止及び緊急時の対応
- (5) 衛生管理
- (6) 高齢者の理解
- (7) 認知症の理解
- (8) マナー及びコミュニケーション

4 第2項の実習形式の研修は、訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士若しくは法第8条第2項に規定する政令で定める者又は指定介護予防訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士若しくは旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者）のサービス提供に訪問支援員が同行し、利用者の居宅において実施するものとし、次に掲げる内容で実施するものとする。ただし、指定基準緩和型訪問型サービス事業者の判断により、適切な指定基準緩和型訪問型サービスの提供に必

要があると認められるときは、内容を追加することができる。

- (1) 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関すること
- (2) 基礎的な生活援助技術に関すること

5 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、第1項の研修を実施した場合は、当該訪問支援員のサービス提供開始日の前日までに、研修等実施報告書（別記様式）を市に提出しなければならない。

（運営規程）

第28条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定基準緩和型訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第29条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定基準緩和型訪問型サービスを提供できるよう、指定基準緩和型訪問型サービス事業所ごとに、訪問支援員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービス事業所ごとに、当該指定基準緩和型訪問型サービス事業所の訪問支援員によって指定基準緩和型訪問型サービスを提供しなければならない。

3 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、訪問支援員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第30条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、訪問支援員の清潔の保持

及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービス事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第31条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービス事業所の見やすい場所に、第28条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問支援員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 指定基準緩和型訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、当該指定基準緩和型訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の介護予防ケアマネジメントの実施者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第34条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、提供した指定基準緩和型訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、提供した指定基準緩和型訪問型サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第36条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定基準緩和型訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定基準緩和型訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、

必要な措置を講じなければならない。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定基準緩和型訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定基準緩和型訪問型サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定基準緩和型訪問型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第41条第2号に規定する基準緩和型訪問型サービス計画

(2) 第24条の規定による市への通知に係る記録

(3) 第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(4) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、第1号事業支給費の請求に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 従業者に関する記録のうち、勤務体制についての記録

(3) 会計に関する記録のうち、審査支払機関（介護給付費及び公費負担医療

等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）第1条第3項に規定する審査支払機関をいう。）に提出した記録

（指定基準緩和型訪問型サービスの基本取扱方針）

第40条 指定基準緩和型訪問型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、自らその提供する指定基準緩和型訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、指定基準緩和型訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定基準緩和型訪問型サービスの具体的取扱方針）

第41条 訪問支援員の行う指定基準緩和型訪問型サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定基準緩和型訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定基準緩和型訪問型サービスの目標、当該目標を達成す

るための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した基準緩和型訪問型サービス計画を作成するものとする。

- (3) 基準緩和型訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、基準緩和型訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、基準緩和型訪問型サービス計画を作成した際には、当該基準緩和型訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定基準緩和型訪問型サービスの提供に当たっては、基準緩和型訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定基準緩和型訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定基準緩和型訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 訪問事業責任者は、基準緩和型訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該基準緩和型訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該基準緩和型訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該基準緩和型訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画書等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて基準緩和型訪問型サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する基準緩和型訪問型サービス計画の変更について準用する。

(指定基準緩和型訪問型サービスの提供に当たっての留意点)

第42条 指定基準緩和型訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援におけるアセスメント（東松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年東松山市条例第2号）第33条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、指定基準緩和型訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定基準緩和型訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(その他)

第43条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成30年9月27日決裁）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

研修実施報告書

年 月 日

東松山市長 宛て

事業者名 _____

事業所名 _____

管理者氏名 _____

次のとおり東松山市指定基準緩和型訪問型サービスの事業の人員等に関する基準を定める要綱第 27 条の規定により訪問支援員に係る研修を実施しましたので、報告します。

訪問支援員氏名	
---------	--

研修課程	担当者職・氏名	
講義形式	(1) 介護保険制度及び介護予防・日常生活支援総合事業の理解	
	(2) サービス提供の流れ	
	(3) 個人情報及びプライバシーの保護	
	(4) 事故防止及び緊急時の対応	
	(5) 衛生管理	
	(6) 高齢者の理解	
	(7) 認知症の理解	
	(8) マナー及びコミュニケーション	
実習形式	(1) 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関すること	
	(2) 基礎的な生活援助技術に関すること	

